

# 吾妻公園文化芸術施設管理運営計画策定業務委託 仕様書

## 1. 業務名

吾妻公園文化芸術施設管理運営計画策定業務委託

## 2. 業務の目的

本市は、木更津市基本構想に掲げる「みなとまち木更津再生プロジェクト」の具現化に向け、「木更津飛行場周辺まちづくり基本構想」を策定し、「みなとまち木更津の再生」・「災害に強いまちづくりの実現」を目指した取組を進めている。

そのうち、吾妻公園においては、子どもから高齢者まで多世代が気軽に集い、学び・憩える・心地よい空間の創出に向け、「吾妻公園文化芸術施設整備事業」に取り組んでいる。

吾妻公園文化芸術施設（以下、「本施設」という。）はホール、図書館、中央地域交流センターを複合化した文化芸術施設や大屋根広場、交通公園、遊具エリア等を含めた公園全体を対象とし、多様な目的で訪れる幅広い利用者のニーズにふさわしい活動空間を提供し、新たな出会い・発見・交流の機会を創出するとともに、複合化による相乗効果を最大限発揮し、効果的・効率的な管理運営を目指している。

本業務は、「木更津飛行場周辺まちづくり実施計画（吾妻公園）」や「吾妻公園文化芸術施設基本設計」等に基づき、本施設の管理運営について、令和8年3月に市長部局の案として取りまとめた「管理運営に係る基本的な考え方（案）」及び、9月末を目途とする教育委員会における協議結果の内容を踏まえ、本施設が果たすべき役割や望ましい姿を見据え、管理運営における重要な視点と考え方を明確にし、具体的な事業内容等を定める「吾妻公園文化芸術施設管理運営計画」（以下、「管理運営計画」という。）を策定することを目的とする。

## 3. 委託業務の場所

木更津市富士見一丁目2番1号

## 4. 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 5. 業務の内容

本業務においては、「木更津市吾妻公園文化芸術施設管理運営計画策定委員会」（以下、「策定委員会」という。）における審議内容を踏まえるとともに、「吾妻公園文化芸術施設建築実施設計等業務委託」及び「吾妻公園実施設計業務委託」の受注者と連携し、事業者間相互の理解・協力のうえで実施することとする。

### (1) 管理運営計画の検討

#### ① 基本理念・方針

- ・ 上位計画と本施設が担う役割
- ・ 施設の基本理念

- ・管理運営の基本理念と方針

## ②事業計画

- ・事業の基本方針（実施目的、実施に向けた基本方針）
- ・年間の事業の種類、手法、本数、予算
- ・プレ事業・開館記念事業の方針

## ③組織計画

- ・運営組織の基本方針
- ・運営方式、運営主体
- ・運営体制
- ・運営組織に求める要件（専門家の配置等）

## ④施設管理、利用規則

- ・施設管理、利用規則の基本的な方針
- ・休館日、開館時間、利用区分、利用料金
- ・利用規則（申込時期、方法等）

## ⑤施設維持管理計画

- ・施設維持管理の基本方針（ライフサイクルコスト等の考え方）
- ・大規模修繕、改修の方針

## ⑥収支計画

- ・収支計画の基本方針
- ・収支試算

## ⑦広報宣伝計画

- ・広報計画の基本方針
- ・情報媒体、ツール等の活用方針

## ⑧開館までのスケジュール

## (2) その他関連業務

### ①策定委員会の開催支援（全4回を予定）

- ・策定委員会の運営補助
- ・策定委員会に必要な資料の作成

### ②ワークショップ、住民説明会等の開催支援（各1回以上を予定）

- ・ワークショップ、住民説明会等の運営補助
- ・ワークショップ、住民説明会等に必要な資料の作成

## 6. 成果品

- |                            |     |
|----------------------------|-----|
| (1) 吾妻公園文化芸術施設管理運営計画書      | 10部 |
| (2) 吾妻公園文化芸術施設管理運営計画書（概要版） | 10部 |
| (3) 上記に係る電子データ（CD-R）       | 2枚  |

※電子データはMicrosoft Office社製のソフトで作成されたものとし、将来的なデータの加工・更新等が可能な形で納品すること。

## 7. 留意事項

### (1) 法令順守

受注者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

### (2) 資料の貸与

発注者が保有する本業務に必要な資料は、発注者より貸与するものとする。貸与資料については、破損、紛失等のないように慎重に取り扱うものとする。また、資料を外部に漏洩してはならない。

### (3) 守秘義務

受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後についても同様とする。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

### (4) 損害の賠償

本業務の実施にあたり、第三者に損害を与えた場合、直ちにその状況等を報告し、発注者の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は、受注者が負うものとする。

### (5) 再委託の禁止

受注者が業務内容の全てを一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、主たる業務を除き、発注者の承諾を得た場合についてはこの限りではない。なお、承諾を受ける場合は、発注者に対し再委託承諾願を提出するものとする。

### (6) 成果品の帰属

本業務における成果品は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の承認を得ずに複製、使用、流用又は他への公表をしてはならない。また、履行にあたり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受注者の責任において処理するものとする。

### (7) 電子地域通貨「アクアコイン」での委託料の支払い

①電子地域通貨「アクアコイン」（以下「アクアコイン」という。）とは、地域内におけるキャッシュレス化の推進や消費の喚起、資金の循環等による地域経済の活性化を図るとともに、ボランティアや地域活動等への参加意識を高め、地域コミュニティの活性化を図るため、君津信用組合・木更津市・木更津商工会議所が連携して、導入・普及推進に取り組む木更津市限定の電子地域通貨のことで、1コイン=1円として利用することができる。

②受注者は委託料の全額又は一部の支払いを受けようとするときは、アクアコインにより受けることができるものとし、その金額は発注者と受注者の協議のうえ決定するものとする。

③アクアコインによる委託料の支払いに係る金融機関への送金手数料は、発注者が負担するものとする。

④受注者は、アクアコインで支払いを受けた委託料の精算又は返還を行う場合、現金で行わなければならない。

### 8) その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めがない事項については、発注者との協議により定めるものとする。